

## その他の投票方法

### 期日前投票

投票日に次の理由などで投票所に行けない方は、期日前投票ができます。  
 ・仕事に従事または冠婚葬祭(主宰者およびその親族に限る)の予定がある  
 ・シジャー・旅行などで投票区の区域外に行く予定がある  
 ・病気・出産などで投票所へ行けない

### 代理・点字投票

心身の故障などにより自分で投票用紙に記入ができない方は代理投票、目が不自由なため点字による投票を行いたい方は点字投票ができます。投票所で申し出てください。書くことができない方には代理記載制度もあります。

### 郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証をお持ちで左表に該当する方は、郵便などによる不在者投票ができます。  
 ご希望の方は、郵便等投票証明書の交付を受けた上で、投票用紙などの交付請求を4月17日(水)までに行ってください。郵便等投票証明書

### 施設などで行う不在者投票

の交付、投票用紙などの交付請求は、選挙管理委員会へご連絡ください。  
 ※原則候補者名を自分で書くことができる方に限る  
 施設などで行う不在者投票  
 県選挙管理委員会の指定施設(病院など)に入院・入所中の方は、その施設内で不在者投票ができます。施設長に申し出てください。

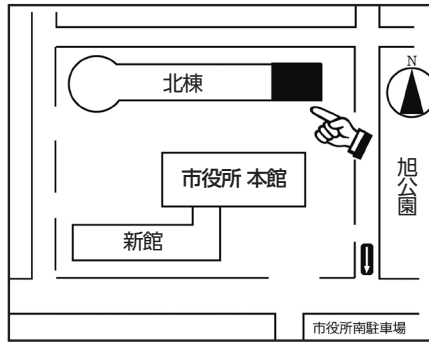
# 期日前投票

とき 4月15日(月)～20日(土)  
 午前8時30分～午後8時

ところ 市役所北棟集会室

持ち物 入場券(入場券がなくても投票できますので、投票所でお申し出ください。)

※期日前投票をされる場合は、宣誓書を記入してお越しいただくと、スムーズに投票できます。



## 郵便などによる不在者投票対象者

手帳など	区分	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫機能、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	内臓機能の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	介護状態区分	要介護5

